

## 財団法人九州先端科学技術研究所公的研究費の不正行為の防止等の取扱い要綱

### (趣 旨)

第1条 本要綱は、公的研究費の不正行為の防止等を図るため、実効性のある体制を整備するとともに、公的研究費の適正な管理を行うために基本となる取組みを定めるものである。

### (公的研究費の適用範囲)

第2条 本要綱において適用対象となる公的研究費は、文部科学省、総務省、経済産業省及び同省以外の省庁並びに省庁が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型研究資金並びにこれらに準じる研究資金（以下、「競争的資金等」という。）とする。

### (責任体系)

第3条 競争的資金等の運営・管理を適正に行い、不正防止を図るため、次の責任体系を定める。

- (1) 副理事長（研究所長兼任）は「最高管理責任者」として、機関全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う。
- (2) 事務局長及び次長（総括次長をいう。以下同じ。）は、「統括管理責任者」として、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を有する。
- (3) 各部長（研究室については、当該研究室長）は、「部局責任者」として、各部における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。
- (4) 副理事長は事務局長、次長及び各部長が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

### (職務権限等)

第4条 各段階の関係者の職務権限及び組織の事務分掌及び決裁手続きについては、当財団の事務処務規則に定めるところによる。

### (行動規範)

第5条 研究者及び事務職員の行動規範は次のとおりとする。

- (1) 研究者は研究者個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、機関による管理が必要であるという原則を十分に認識すること。
- (2) 事務職員は専門的能力をもって公的資金の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを十分に認識すること。

### (不正防止計画)

第6条 不正を発生させる要因を把握し、不正行為の防止等に向けた本取組指針を具体的に推進するため、本財団における研究費不正防止計画に基づき実施する。

### (不正防止計画推進部署及び推進担当)

第7条 不正防止計画を推進する部署は総務部とし、推進担当の責任者を総務部長とする。総務部長以下、推進担当として総務部長代理及び総務部員を充てる。最高管理責任者（副理事長）は自ら率先して不正防止計画の推進と進捗管理に努めるものとする。

### (事務処理手続きのルール)

第8条 競争的資金等に係る事務処理手続きについては、当財団が定める事務処理規則及び会計処理規程、旅費規程等に従い適正に行うこととする。

ただし、個別の公的研究費において明確にルール等が定められている場合は当該ルールに従い、適正に事務処理手続きを行う。

### (事務処理手続きに及び使用ルール等に関する相談受付窓口)

第9条 事務処理手続き及び競争的資金等の使用に関するルールについては、機関内外からの相談を受け付ける窓口は、事業実施中の競争的資金等に係るものについては当該競争的資金等を担当する部署内に設置する。

上記以外の競争的資金等に係るものについては、総務部を機関内の統一的な窓口部署とする。

### (発注・検収業務)

第10条 物品等の発注にあつては、予算計画に基づく支出財源の特定を行い、当財団会計処理規程に基づき、見積書などの必要書類を添付のうえ支出決定を得る必要がある。

物品等の検収にあつては、納品伝票などにより納品された現物と照合した上で保存し、後日の検証を受けられるようにするなど、当事者以外によるチェック体制を構築する。

### (非常勤雇用者の勤務状況確認)

第11条 各事業の事務担当者は、非常勤雇用者がいる場合は、必要に応じて個別面談を実施するほか定期的に勤務状況確認等を行うものとする。

### (不正使用に係る調査)

第12条 不正使用が疑われる場合或いは不正使用の事実を確認する必要がある場合は、不正防止計画推進部署が関係者への聴取並びに現地確認等の調査を実施するものとする。調査の手続き、方法等については別に定める。

### (不正使用を行った者に対する懲戒)

第13条 不正使用を行った職員（特別研究員、臨時的任用職員、特任研究員を含む）に対しては、当財団の就業規則に基づき懲戒処分を行う。

懲戒処分の適用者及び方法については就業規則の定めによる。

### (取引停止等の処分)

第14条 当財団との取引にあたり不正行為等を行った業者に対しては、「福岡市指名停止等措置要領」に定める指名停止の処分基準に準じて、最高管理責任者（副理事長）が当財団の指名案件への参加停止及び取引停止等の処分を決定する。

### (通報（告発）の受付窓口)

第15条 機関内外からの通報（告発）の受付窓口を総務部内に設置する。

総務部は機関内外から不正に係る情報を受け付けた場合は、速やかに当該内容を最高管理責任者（副理事長）に報告するものとする。この場合においては、通報者の保護については十分に配慮する。

### (内部監査部門)

第16条 競争的資金等の適正な管理のため、機関全体の視点からモニタリングを行うことを目的に、内部監査部門を設ける。

内部監査部門は最高管理責任者（副理事長）の直轄的な組織として位置付け、不正防止計画推進部署がその任に当たることとするが、内部監査の実施に当たり、監査対象となる事業内容に応じて、必要な人員を複数の組織から選抜し、内部監査チームを組織したうえで対応することとする。

最高管理責任者（副理事長）は内部監査結果等に基づき是正措置等の命令を行う。

### (補 則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、副理事長が別に定める。

付則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

■相談受付・通報窓口（公的研究費の不正行為の防止等の取扱い等について）

○事務処理手続き及び使用ルール等に関する相談窓口

プロジェクト推進部

研究企画部

総務部

○通報窓口

総務部

（連絡先） 財団法人 九州先端科学技術研究所  
〒819-0385 福岡市早良区百道浜2丁目1番22号  
TEL 092-852-3450  
FAX 092-852-3455  
E-mail [isit-soumu@isit.or.jp](mailto:isit-soumu@isit.or.jp)